

開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月版）					改正前（令和7年8月版）																												
目次	第3節 開発行為の制限				目次	第3節 開発行為の制限																											
	<u>6. 盛土規制法に基づく中間検査（盛土規制法第18条及び第37条）、定期報告（盛土規制法第19条及び第38条）・・・ 37</u>					(追加)																											
目次	<p>[凡 例]</p> <p>この手引きに使用した法令名の略語は、次のとおりである。</p> <p>法：都市計画法（昭和43年法律第100号）</p> <p>政令：都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）</p> <p>省令：都市計画法施行規則（昭和44年建設省令49号）</p> <p>市規則：出雲市都市計画法の施行に関する規則（平成22年出雲市規則第15号）</p> <p><u>盛土規制法：宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）</u></p> <p><u>盛土規制法政令：宅地造成及び特定盛土等規制法政令（昭和37年政令第16号）</u></p> <p><u>盛土規制法省令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）</u></p> <p><u>盛土規制法県規則：島根県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年島根県規則第70号）</u></p>				目次	<p>[凡 例]</p> <p>この手引きに使用した法令名の略語は、次のとおりである。</p> <p>法：都市計画法（昭和43年法律第100号）</p> <p>政令：都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）</p> <p>省令：都市計画法施行規則（昭和44年建設省令49号）</p> <p>市規則：出雲市都市計画法の施行に関する規則（平成22年出雲市規則第15号）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>																											
	<p>表 1.1 都市計画区域等の決定状況</p> <p style="text-align: right;">令和7年11月1日現在</p>					<p>表 1.1 都市計画区域等の決定状況</p> <p style="text-align: right;">令和5年9月1日現在</p>																											
3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町名</th> <th rowspan="2">行政区域面積 (ha)</th> <th rowspan="2">都市計画区域面積 (ha)</th> <th colspan="2">決定年月日</th> </tr> <tr> <th>当初</th> <th>最終変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出雲市</td> <td>62,432</td> <td>31,435</td> <td>S9.4.2</td> <td>H20.4.1</td> </tr> </tbody> </table>				市町名	行政区域面積 (ha)	都市計画区域面積 (ha)	決定年月日		当初	最終変更	出雲市	62,432	31,435	S9.4.2	H20.4.1	3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町名</th> <th rowspan="2">行政区域面積 (ha)</th> <th rowspan="2">都市計画区域面積 (ha)</th> <th colspan="2">決定年月日</th> </tr> <tr> <th>当初</th> <th>最終変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出雲市</td> <td>62,432</td> <td>31,435</td> <td>S9.4.2</td> <td>H20.4.1</td> </tr> </tbody> </table>				市町名	行政区域面積 (ha)	都市計画区域面積 (ha)	決定年月日		当初	最終変更	出雲市	62,432	31,435	S9.4.2	H20.4.1
	市町名	行政区域面積 (ha)	都市計画区域面積 (ha)	決定年月日																													
当初				最終変更																													
出雲市	62,432	31,435	S9.4.2	H20.4.1																													
市町名	行政区域面積 (ha)	都市計画区域面積 (ha)	決定年月日																														
			当初	最終変更																													
出雲市	62,432	31,435	S9.4.2	H20.4.1																													

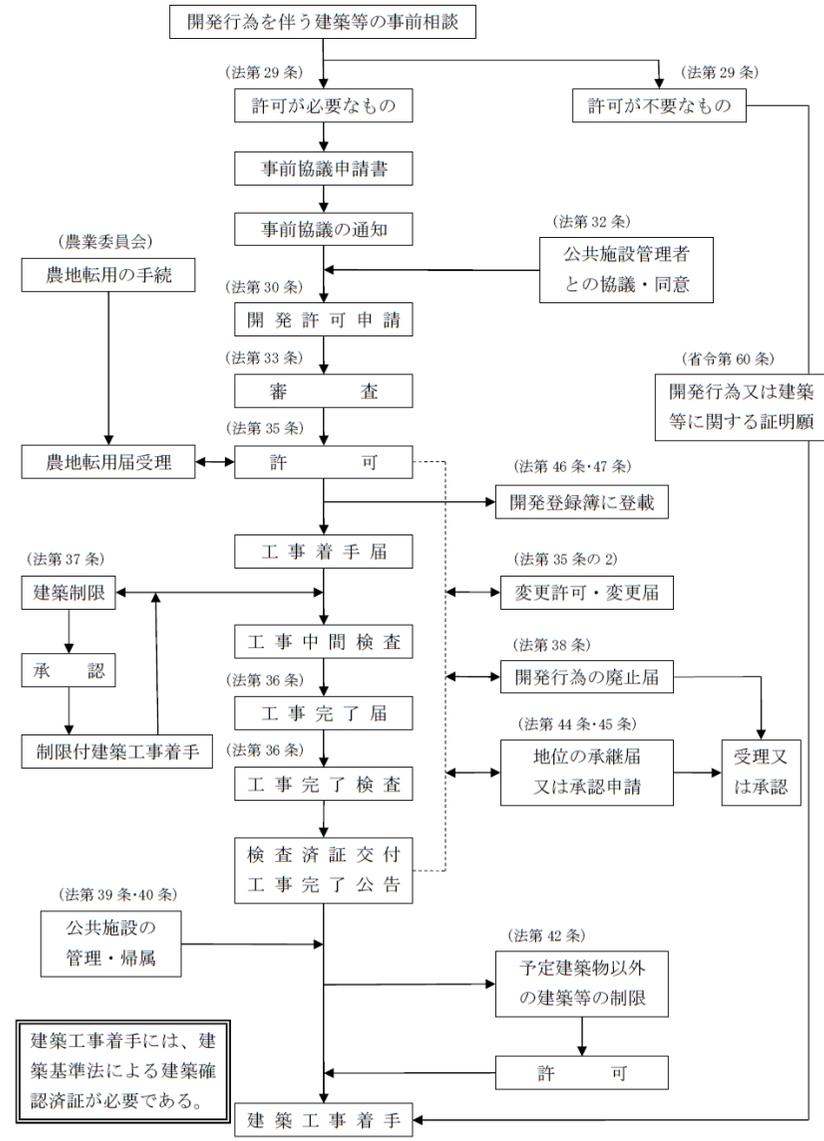
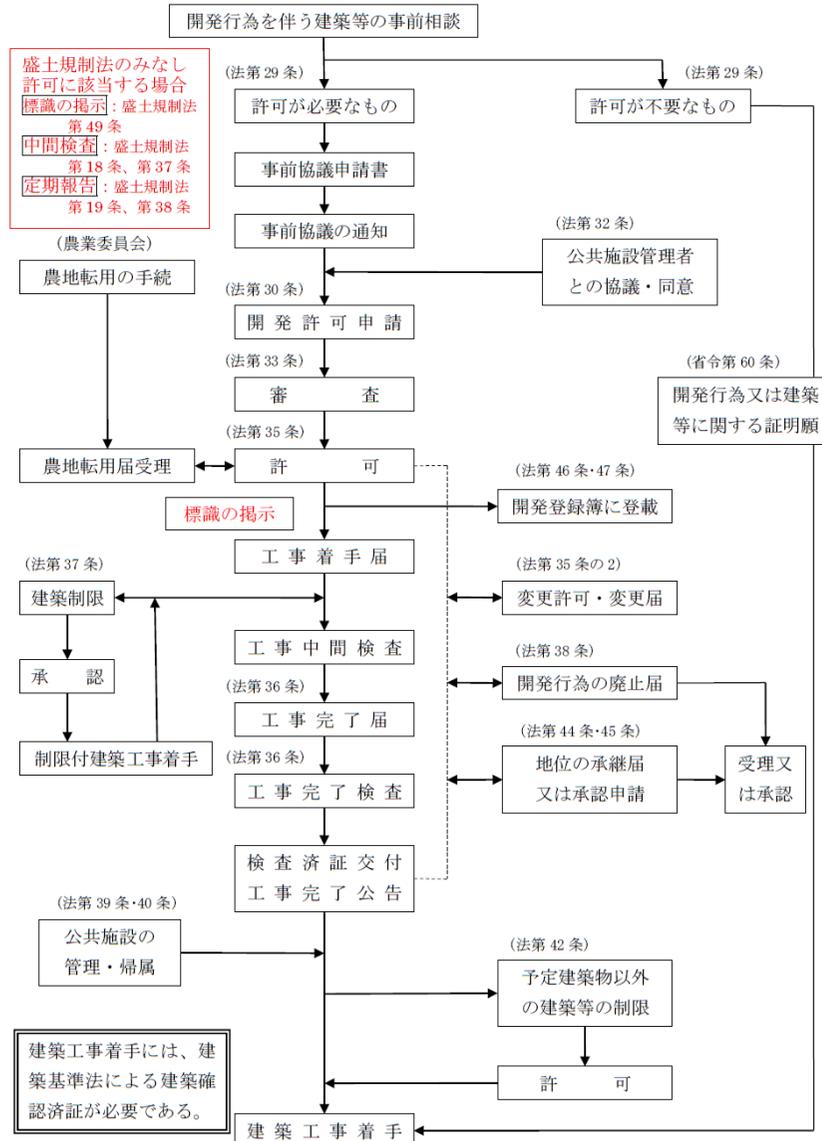
開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月版）

改正前（令和7年8月版）

図 1.1 開発許可制度の流れの概要図（都市計画区域内 3,000 m²以上 10,000 m²未満）

図 1.1 開発許可制度の流れの概要図（都市計画区域内 3,000 m²以上 10,000 m²未満）



4

4

建築工事着手には、建築基準法による建築確認済証が必要である。

建築工事着手には、建築基準法による建築確認済証が必要である。

開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

	改正前（令和7年8月版）
<p style="text-align: center;">改正後（令和7年11月版）</p> <p style="text-align: center;">図 1.2 開発許可制度の流れの概要図（10,000㎡以上）</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>盛土規制法のみなし許可に該当する場合 標識の掲示：盛土規制法第49条 中間検査：盛土規制法第18条、第37条 定期報告：盛土規制法第19条、第38条</p> </div> <p>5</p>	<p style="text-align: center;">改正前（令和7年8月版）</p> <p style="text-align: center;">図 1.2 開発許可制度の流れの概要図（10,000㎡以上）</p> <p>5</p>

開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月版）		改正前（令和7年8月版）	
6	<p><u>4. 盛土規制法のみなし許可等</u> <u>（盛土規制法第15条第2項、第34条第2項、第27条第5項）</u></p> <p><u>開発許可を受けて行う開発行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（通称、盛土規制法）の許可を要する規模に該当する場合、当該開発行為は盛土規制法の許可を受けたものとみなされる（以下、「盛土規制法のみなし許可」という。）ため、当該開発行為に係る手続及び規制については、都市計画法の規定のみならず、盛土規制法の規定も適用されることとなる。</u> <u>また、開発行為が盛土規制法第27条第1項の届出を要する規模の場合、開発許可を申請することで盛土規制法の届出をしたものとみなされることとなり、当該開発行為に係る手続等については同様の取扱いとなる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u></p> <p><u>第15条第2項 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第12条第1項の許可を受けたものとみなす。</u></p> <p><u>第34条第2項 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区域の指定後に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第30条第1項の許可を受けたものとみなす。</u></p> <p><u>第27条第5項 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を申請したときは、当該特定盛土等に関する工事については、第1項の規定による届出をしたものとみなす。</u></p> </div>	6	<p>(追加)</p>

開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月版）	改正前（令和7年8月版）
<p><u><盛土規制法のみなし許可に該当する開発行為の取扱い（主なもの）></u></p> <p><u>○ 盛土規制法に基づく手続</u></p> <p><u>・盛土規制法の規定により、中間検査や定期報告、完了後の保全義務等の対象となる。</u></p> <p><u>○ 都市計画法第33条第1項第7号の基準への適合</u></p> <p><u>・都市計画法の規定により、盛土規制法の技術的基準への適合が必要となる。</u></p> <p><u>○ 都市計画法第33条第1項第12号、第13号の適用拡大</u></p> <p><u>・都市計画法の規定により、自己居住用又は1ha未滿の自己業務用であっても申請者の資力・信用及び工事施行者の能力の基準に適合が必要となる。</u></p> <p><u>○ 是正措置及び罰則の適用</u></p> <p><u>・都市計画法の是正措置と罰則のほか、盛土規制法の是正措置と罰則も適用される。</u></p>	

開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月版）	改正前（令和7年8月版）
<p><u>参考：開発許可における盛土規制法の該当・非該当確認フロー</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>開発行為が、以下の①～⑤に該当する （土地の形質の変更（盛土・切土））</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>①盛土で高さが2m超の崖^{※1}を生じる <input type="checkbox"/>②切土で高さが5m超の崖^{※1}を生じる <input type="checkbox"/>③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖^{※1}を生じる（①、②を除く） <input type="checkbox"/>④盛土で高さが5m超となる（①、③を除く） <input type="checkbox"/>⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超^{※2}となる（①～④を除く） </div> <p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>開発行為が、以下の①～⑤に該当する （土地の形質の変更（盛土・切土））</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>①盛土で高さが1m超の崖^{※1}を生じる <input type="checkbox"/>②切土で高さが2m超の崖^{※1}を生じる <input type="checkbox"/>③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖^{※1}を生じる（①、②を除く） <input type="checkbox"/>④盛土で高さが2m超となる（①、③を除く） <input type="checkbox"/>⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超^{※2} </div> <p><input type="checkbox"/>はい</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p> <p style="text-align: right;">盛土規制法非該当</p> <p>工事を行う場所は、 宅地造成等工事規制区域内である</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p> <p style="text-align: right;">盛土規制法該当 （盛土規制法のみなし届出対象）</p> <p><input type="checkbox"/>はい</p> <p style="text-align: center;">盛土規制法該当 （盛土規制法のみなし許可対象）</p> <p>以下の特定工程がある 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設（暗渠排水）をする工事の工程</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>盛土規制法該当 （盛土規制法のみなし許可対象） 要 中間検査・定期報告</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>盛土規制法該当 （盛土規制法のみなし許可対象） 要 定期報告</p> </div> </div> <p>※1 地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの。 ※2 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が1m以下の部分を除く。 ※3 必要に応じて求積表等、該当・非該当が確認できる資料を添付する。</p>	<p>（追加）</p> <p>7</p>

開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

	改正後（令和7年11月版）	改正前（令和7年8月版）
11 ～ 12	<p><u>(3) 蓄電所（系統用蓄電池）の取り扱い</u></p> <p><u>蓄電所（系統用蓄電池）とは、一般的にはリチウムイオン電池などを格納した専用コンテナを設置し、電気を蓄えておくための施設であり、その開発許可の要否については、次のとおりとする。なお、関係法令（建築基準法、電気事業法）の適用については、事業者において所管行政庁に確認すること。</u></p> <p><u>① 建築物に該当するか</u></p> <p><u>蓄電所が建築物に該当する場合で、開発区域が許可を要する規模以上の場合は、開発許可を要する。（図 2.1）なお、専用コンテナ（※）を複数積み重ねない場合は、建築物に該当しないものとして取り扱う。</u></p> <p><u>※専用コンテナ・・・土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナのうち、蓄電池その他蓄電池としての機能を果たすため必要となる設備及びそれらの設備を設置するための空間その他の蓄電池としての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有し、稼働時は無人で、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないもの。（蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて（技術的助言）（平成25年3月29日国住指第4846号））</u></p> <p><u>② 第一種特定工作物に該当するか</u></p> <p><u>蓄電所が第一種特定工作物に該当する場合で、開発区域が許可を要する規模以上の場合は、開発許可を要する。なお、蓄電所において貯蔵又は処理する危険物数量が建築基準法施行令第130条の9において規定する「準住居地域」の数量を超えない場合は、第一種特定工作物に該当しないものとして取り扱う。</u></p> <p><u>また、消防庁通知（令和6年7月2日消防危第200号）基準を満たす耐火性収納箱等に蓄電池を貯蔵する場合の危険物数量は、個々の蓄電池に貯蔵される数量で判断する。なお、基準を満たさない収納箱等を複数設置する場合は、個々の蓄電池に貯蔵される数量を合算し判断する。</u></p> <p><u>例） 危険物が第二石油類非水溶性液体の場合、数量が5,000リッ</u></p>	<p>(追加)</p> <p>9</p>

開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月版）	改正前（令和7年8月版）
<p><u>トルを超えると危険物となり、第一種特定工作物として取り扱う。(A/2=1,000×10÷2)</u></p> <p>③ <u>令第21条第14項の取り扱い</u> <u>建築物又は第一種特定工作物に該当する場合であっても、蓄電所が「一般送配電事業」「送電事業」「配電事業」「特定送配電事業」「発電事業」の用に供する電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物を設置する施設である場合は、開発許可は不要である。</u></p>	
<p>12</p> <p><u>図 2.1 蓄電所（系統用蓄電池）の開発許可要否</u></p> <p>10</p>	<p>(追加)</p>

開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月版）		改正前（令和7年8月版）																																																	
26	<p>③ 設計者の資格（法第31条及び盛土規制法第13条第2項・第31条第2項）</p> <p>開発区域の面積が1ha以上の開発行為についての設計図書は、表3.4の資格を有する者が作成したものでなければならない。</p> <p><u>また、開発区域の面積に関わらず、盛土規制法のみなし許可に該当する場合は法第33条第1項第7号の規定により盛土規制法の技術的基準等に適合する必要があることから、高さ5mを超える擁壁を設置や、盛土又は切土をする土地の面積が1,500m²を超える土地における排水施設を設置がある場合、それらの設計図書は表3.5の資格を有する者が作成したものでなければならない。</u></p>	23	<p>③ 設計者の資格（法第31条_____）</p> <p>開発区域の面積が1ha以上の開発行為についての設計図書は、次の資格を有する者が作成したものでなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>																																																
26 ～ 27	<p style="text-align: center;">表3.4 設計者の資格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">開発区域の面積</th> <th style="width: 45%;">学歴、その他</th> <th style="width: 40%;">宅地開発に関する技術の実務経験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">1ha以上 20ha未満</td> <td>イ 大学を卒業した者</td> <td style="text-align: center;">2年以上</td> </tr> <tr> <td>ロ 短期大学（3年課程）を卒業した者</td> <td style="text-align: center;">3年以上</td> </tr> <tr> <td>ハ 短期大学、高等専門学校又は旧専門学校を卒業した者</td> <td style="text-align: center;">4年以上</td> </tr> <tr> <td>ニ 高等学校、旧中等学校を卒業した者</td> <td style="text-align: center;">7年以上</td> </tr> <tr> <td>ホ 技術士法による第二次試験のうち建設部門、上下水道部門、衛生工学部門の合格者</td> <td style="text-align: center;">2年以上</td> </tr> <tr> <td>ヘ 建築士法の1級建築士</td> <td style="text-align: center;">2年以上</td> </tr> <tr> <td>ト 国土交通大臣の認定する講習を修了した者</td> <td style="text-align: center;">7年以上の実務経験等の受講要件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>チ その他国土交通大臣が認めた者</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20ha以上</td> <td>上記イからチまでに該当する者</td> <td style="text-align: center;">20ha以上の経験者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. イからニまでの学校においては、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めたもの 2. 実務経験とは、宅地造成工事の設計図書の作成又は宅地造成工事の監理の経験をいう 3. 宅地開発の技術に関する7年以上の実務経験を含む、土木・建築・都市計画又は造園に関する10年以上の実務の経験</p>	開発区域の面積	学歴、その他	宅地開発に関する技術の実務経験	1ha以上 20ha未満	イ 大学を卒業した者	2年以上	ロ 短期大学（3年課程）を卒業した者	3年以上	ハ 短期大学、高等専門学校又は旧専門学校を卒業した者	4年以上	ニ 高等学校、旧中等学校を卒業した者	7年以上	ホ 技術士法による第二次試験のうち建設部門、上下水道部門、衛生工学部門の合格者	2年以上	ヘ 建築士法の1級建築士	2年以上	ト 国土交通大臣の認定する講習を修了した者	7年以上の実務経験等の受講要件		チ その他国土交通大臣が認めた者		20ha以上	上記イからチまでに該当する者	20ha以上の経験者	23	<p style="text-align: center;">表3.4 設計者の資格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">開発区域の面積</th> <th style="width: 45%;">学歴、その他</th> <th style="width: 40%;">宅地開発に関する技術の実務経験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">1ha以上 20ha未満</td> <td>イ 大学を卒業した者</td> <td style="text-align: center;">2年以上</td> </tr> <tr> <td>ロ 短期大学（3年課程）を卒業した者</td> <td style="text-align: center;">3年以上</td> </tr> <tr> <td>ハ 短期大学、高等専門学校又は旧専門学校を卒業した者</td> <td style="text-align: center;">4年以上</td> </tr> <tr> <td>ニ 高等学校、旧中等学校を卒業した者</td> <td style="text-align: center;">7年以上</td> </tr> <tr> <td>ホ 技術士法による第二次試験のうち建設部門、上下水道部門、衛生工学部門の合格者</td> <td style="text-align: center;">2年以上</td> </tr> <tr> <td>ヘ 建築士法の1級建築士</td> <td style="text-align: center;">2年以上</td> </tr> <tr> <td>ト 国土交通大臣の認定する講習を修了した者</td> <td style="text-align: center;">7年以上の実務経験等の受講要件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>チ その他国土交通大臣が認めた者</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20ha以上</td> <td>上記イからチまでに該当する者</td> <td style="text-align: center;">20ha以上の経験者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. イからニまでの学校においては、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めたもの 2. 実務経験とは、宅地造成工事の設計図書の作成又は宅地造成工事の監理の経験をいう</p>	開発区域の面積	学歴、その他	宅地開発に関する技術の実務経験	1ha以上 20ha未満	イ 大学を卒業した者	2年以上	ロ 短期大学（3年課程）を卒業した者	3年以上	ハ 短期大学、高等専門学校又は旧専門学校を卒業した者	4年以上	ニ 高等学校、旧中等学校を卒業した者	7年以上	ホ 技術士法による第二次試験のうち建設部門、上下水道部門、衛生工学部門の合格者	2年以上	ヘ 建築士法の1級建築士	2年以上	ト 国土交通大臣の認定する講習を修了した者	7年以上の実務経験等の受講要件		チ その他国土交通大臣が認めた者		20ha以上	上記イからチまでに該当する者	20ha以上の経験者
開発区域の面積	学歴、その他	宅地開発に関する技術の実務経験																																																	
1ha以上 20ha未満	イ 大学を卒業した者	2年以上																																																	
	ロ 短期大学（3年課程）を卒業した者	3年以上																																																	
	ハ 短期大学、高等専門学校又は旧専門学校を卒業した者	4年以上																																																	
	ニ 高等学校、旧中等学校を卒業した者	7年以上																																																	
	ホ 技術士法による第二次試験のうち建設部門、上下水道部門、衛生工学部門の合格者	2年以上																																																	
	ヘ 建築士法の1級建築士	2年以上																																																	
	ト 国土交通大臣の認定する講習を修了した者	7年以上の実務経験等の受講要件																																																	
	チ その他国土交通大臣が認めた者																																																		
20ha以上	上記イからチまでに該当する者	20ha以上の経験者																																																	
開発区域の面積	学歴、その他	宅地開発に関する技術の実務経験																																																	
1ha以上 20ha未満	イ 大学を卒業した者	2年以上																																																	
	ロ 短期大学（3年課程）を卒業した者	3年以上																																																	
	ハ 短期大学、高等専門学校又は旧専門学校を卒業した者	4年以上																																																	
	ニ 高等学校、旧中等学校を卒業した者	7年以上																																																	
	ホ 技術士法による第二次試験のうち建設部門、上下水道部門、衛生工学部門の合格者	2年以上																																																	
	ヘ 建築士法の1級建築士	2年以上																																																	
	ト 国土交通大臣の認定する講習を修了した者	7年以上の実務経験等の受講要件																																																	
	チ その他国土交通大臣が認めた者																																																		
20ha以上	上記イからチまでに該当する者	20ha以上の経験者																																																	

開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月版）		改正前（令和7年8月版）			
27	表 3.5 設計者の資格（盛土規制法関係）		24	(追加)	
	該当する措置	学 歴、 そ の 他			土木又は建築の技術に関する実務経験
	・高さ5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500m ² を超える土地における排水施設を設置	①大学を卒業した者			2年以上
		②短期大学（3年課程）を卒業した者			3年以上
		③短期大学、高等専門学校又は旧専門学校を卒業した者			4年以上
		④高等学校、旧中等学校を卒業した者			7年以上
		⑤国土交通大臣の認定する講習を修了した者			7年以上の実務経験等 ^(注2) の受講要件
		⑥大学院又は専攻科に1年以上在学して専攻した者			1年以上
		⑦技術士法による第二次試験のうち建設部門、農業部門（農業農村工学、農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）の合格者			—
		⑧建築士法の1級建築士			—
⑨その他国土交通大臣が認めた者（現在定めなし）					
(注) 1. ①から④、⑥の学校においては、正規の土木又は建築に関する課程を修めたもの 2. 宅地開発の技術に関する7年以上の実務経験を含む、土木又は建築に関する10年以上の実務の経験					

開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月版）

表 3.6 開発行為許可申請書添付図書一覧

名 称	根拠（様式）	開発行為の区分			備 考
		自己居住用	自己業務用	非自己用	
開発行為許可申請書	省令第16条第1項 （省令様式第2号）	○	○	○	
開発区域位置図	省令第17条第1項第1号	○	○	○	明示すべき事項は、表3. 6のとおり
開発区域区域図	〃 第2号	○	○	○	〃
〃 第3号	〃 第3号 （市規則様式第4号）	○	○	○	
関係権利者の同意書	〃 第4号 （市規則様式第5号）	○	○	○	
設計者の資格申告書	〃 第4号 （市規則様式第5号）	○ （1ha以上）	○ （1ha以上）	○ （1ha以上）	
盛土規制法の みなし許可対象	盛土規制法省令第7条第5号 （市規則様式第5号）	○	○	○	以下のいずれかの場合に限る ・ 高さ5mを超える擁壁の設置 ・ 盛土又は切土の面積が1,500m ² を超える土地での排水施設の設置
開発区域の土地の 全部事項証明書	市規則第2条第1号	○	○	○	用地関係地番一覧表
法務局備付の地図 （公園など）	〃 第2号	○	○	○	明示すべき事項は、表3. 6のとおり
求 積 図	〃 第3号	○	○	○	〃
現 況 写 真	〃 第4号	○	○	○	
設 計 説 明 書	省令第16条第2、3項 （市規則様式第3号）	×	○	○	
設 計 図	〃 第2、4項	○	○	○	図面の種類、明示すべき事項は、表3. 6のとおり
公共施設管理者の 同 意 書	法第30条第2項 （市規則様式第1号）	○	○	○	
公共施設管理予定者 との協議経過書	法第30条第2項 （市規則様式第2号）	○	○	○	・ 市町村が開発者でも必要
申請者の資力等に 関 する 申 告 書	市規則第2条第5号 （市規則様式第6号）	○ （盛土みなし 許可対象）	○ （1ha以上） （盛土みなし 許可対象）	○	法人の全部事項証明書（個人の場合は住民票）、事業経歴書、納税証明書、財務諸表（過去1年間）等
道路工事施工承認書		△	△	△	該当する場合は添付
土地改良区の同意書		△	△	△	該当する場合は添付
資 金 計 画 書	省令第16条第5項 （省令様式第3号）	○ （盛土みなし 許可対象）	○ （1ha以上） （盛土みなし 許可対象）	○	自己資金の場合、残高証明 借入の場合、融資証明

改正前（令和7年8月版）

表 3.5 開発行為許可申請書添付図書一覧

名 称	根拠（様式）	開発行為の区分			備 考
		自己居住用	自己業務用	非自己用	
開発行為許可申請書	省令第16条第1項 （省令様式第2号）	○	○	○	
開発区域位置図	省令第17条第1項第1号	○	○	○	明示すべき事項は、表3. 6のとおり
開発区域区域図	〃 第2号	○	○	○	〃
〃 第3号	〃 第3号 （市規則様式第4号）	○	○	○	
関係権利者の同意書	〃 第4号 （市規則様式第5号）	○ （1ha以上）	○ （1ha以上）	○ （1ha以上）	
開発区域の土地の 全部事項証明書	市規則第2条第1号	○	○	○	用地関係地番一覧表
法務局備付の地図 （公園など）	〃 第2号	○	○	○	明示すべき事項は、表3. 6のとおり
求 積 図	〃 第3号	○	○	○	〃
現 況 写 真	〃 第4号	○	○	○	
設 計 説 明 書	省令第16条第2、3項 （市規則様式第3号）	×	○	○	
設 計 図	〃 第2、4項	○	○	○	図面の種類、明示すべき事項は、表3. 6のとおり
公共施設管理者の 同 意 書	法第30条第2項 （市規則様式第1号）	○	○	○	
公共施設管理予定者 との協議経過書	法第30条第2項 （市規則様式第2号）	○	○	○	・ 市町村が開発者でも必要
申請者の資力等に 関 する 申 告 書	市規則第2条第5号 （市規則様式第6号）	×	○ （1ha以上）	○	法人の全部事項証明書（個人の場合は住民票）、事業経歴書、納税証明書、財務諸表（過去1年間）等
道路工事施工承認書		△	△	△	該当する場合は添付
土地改良区の同意書		△	△	△	該当する場合は添付
資 金 計 画 書	省令第16条第5項 （省令様式第3号）	×	○ （1ha以上）	○	自己資金の場合、残高証明 借入の場合、融資証明
工事施行者の能力に 関 する 申 告 書	市規則第2条第6号 （市規則様式第7号）	×	○ （1ha以上）	○	法人の全部事項証明書、事業経歴書、建設業許可証明書、財務諸表（過去1年間）等
その他市長が必要と 認 め る 図 書	〃 第7号				

29
～
30

25

開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月版）					改正前（令和7年8月版）				
	工事施行者の能力に関する申告書	市規則第2条第6号 (市規則様式第7号)	○ <small>(盛土みなし許可対象)</small>	○ <small>(1ha以上) (盛土みなし許可対象)</small>	○	法人の全部事項証明書、事業経歴書、建設業許可証明書、財務諸表(過去1年間) 等			
	その他市長が必要と認める図書	〃 第7号				参考様式:開発許可における盛土規制法の該当・非該当確認フロー			

開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月版）

表 3.7 開発行為許可申請書に添付すべき設計図書等及びこれに明示すべき事項

設計図等の種類	明示すべき事項	左欄の具体的項目	留意事項
がけの断面図 1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上あるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ） 切土又は盛土をする前の地盤面 がけ面の保護の方法 	<ul style="list-style-type: none"> がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上あるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ） 切土又は盛土をする前の地盤面 小段の位置及び幅 石張、張芝、モルタルの吹き付け等のがけ面の保護の方法 	<ul style="list-style-type: none"> 切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけについて作成すること
擁壁の断面図 1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法及び勾配 擁壁の材料の種類及び寸法 裏込めコンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸法 	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法及び勾配 擁壁の材料の種類及び寸法 裏込めコンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 鉄筋の位置及び径 水抜穴の位置 	
盛土規制法該当（盛土規制法のみなし許可（届出対象）） 擁壁の背面図 1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の高さ 水抜穴の位置 材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法 		
崖面崩壊防止施設の断面図 1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法 		<ul style="list-style-type: none"> ※崖面崩壊防止施設 鋼製枠工、大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工等
崖面崩壊防止の背面図 1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 崖面崩壊防止施設の寸法 水抜穴の位置 材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法 		<ul style="list-style-type: none"> 水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること
法務局備付の地図	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域 		<ul style="list-style-type: none"> 開発区域は朱線で枠どりすること。
求積図 1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域全体の求積表 開発区域内の宅地及び公共施設の求積表 		<ul style="list-style-type: none"> プランメータで求めたものは認めない。 座標で求めたものは、計算書も添付すること
排水施設構造図 1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設構造詳細図 調整池構造詳細図 	<ul style="list-style-type: none"> 開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水ます、吐口、汚水処理場（処理水の仕様書を含む） 	

改正前（令和7年8月版）

表 3.6 開発行為許可申請書に添付すべき設計図書等及びこれに明示すべき事項

設計図等の種類	明示すべき事項	左欄の具体的項目	留意事項
がけの断面図 1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上あるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ） 切土又は盛土をする前の地盤面 小段の位置及び幅 石張、張芝、モルタルの吹き付け等のがけ面の保護の方法 	<ul style="list-style-type: none"> がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上あるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ） 切土又は盛土をする前の地盤面 小段の位置及び幅 石張、張芝、モルタルの吹き付け等のがけ面の保護の方法 	<ul style="list-style-type: none"> 切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけについて作成すること
擁壁の断面図 1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法及び勾配 擁壁の材料の種類及び寸法 裏込めコンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸法 鉄筋の位置及び径 水抜穴の位置 	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法及び勾配 擁壁の材料の種類及び寸法 裏込めコンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 鉄筋の位置及び径 水抜穴の位置 	
法務局備付の地図	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域 		<ul style="list-style-type: none"> 開発区域は朱線で枠どりすること。
求積図 1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域全体の求積表 開発区域内の宅地及び公共施設の求積表 		<ul style="list-style-type: none"> プランメータで求めたものは認めない。 座標で求めたものは、計算書も添付すること
排水施設構造図 1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設構造詳細図 調整池構造詳細図 	<ul style="list-style-type: none"> 開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水ます、吐口、汚水処理場（処理水の仕様書を含む） 	
道路標準横断面図 1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 路面、路盤の詳細 人孔の形状 雨水ます、取付管の形状 道路側溝の位置、形状、寸法 埋設管の位置 横断勾配 幅員 	<ul style="list-style-type: none"> 舗装構成 	<ul style="list-style-type: none"> 路線別に作成すること。

(注) 1. 各種計算書として水利計算書、擁壁の安定計算書、地盤調査資料等の提出を求める場合がある。
2. 設計図には、これを作成した者が、その氏名を記載しなければならない。（省令第16条第6項）

33

28

開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月版）		改正前（令和7年8月版）	
36 ～ 37	<p>(3) 許可標識の掲示（市規則第8条及び盛土規制法第49条） 開発許可を受けた者は、その工事の期間中工事現場の見やすい場所に、市規則第14号の開発許可標識を掲示しなければならない。 <u>なお、盛土規制法の許可や届出を要する規模に該当する場合は、盛土規制法のみなし許可（届出）対象となり、市規則様式第14号のほかに、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式第二十三又は様式第二十四の許可標識を掲示しなければならない。</u></p>	30	<p>(3) 許可標識の掲示（市規則第8条_____） 開発許可を受けた者は、その工事の期間中工事現場の見やすい場所に、市規則第14号の開発許可標識を掲示しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
37 ～ 38	<p><u>6. 盛土規制法に基づく中間検査（盛土規制法第18条及び第37条）、定期報告（盛土規制法第19条及び第38条）</u></p> <p><u>(1) 中間検査</u> <u>盛土規制法のみなし許可となる開発許可のうち、以下の規模を超え、特定工程（※）を含む場合、当該特定工程に係る工事を終えたときは、4日以内に盛土規制法省令別記様式第13により中間検査を申請しなければならない。なお、申請にあたっては、開発許可権者ではなく、盛土規制法許可権者へ申請する必要があることに留意する。</u> <u>また、特定工程後の工程に係る工事は、盛土規制法許可権者が中間検査合格証を交付した後でなければ行えない。</u></p> <p>① <u>盛土で高さ2m超の崖が生じるもの</u> ② <u>切土で高さ5m超の崖が生じるもの</u> ③ <u>盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖が生じるもの（①、②を除く）</u> ④ <u>盛土で高さ5m超となるもの（①、③を除く）</u> ⑤ <u>盛土又は切土の面積3,000㎡超となるもの（①～④を除く）</u> <u>※特定工程：盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程</u></p> <p><u>(2) 定期報告</u> <u>盛土規制法のみなし許可となる開発許可のうち、以下の規模を超えるものについては、許可があった日から3カ月ごとに盛土規制法県規則様式第15号の定期報告書を提出しなければならない。なお、提出</u></p>	31	<p>(追加)</p>

開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月版）		改正前（令和7年8月版）	
	<p><u>にあたっては、開発許可権者ではなく、盛土規制法許可権者へ提出する必要があることに留意する。</u></p> <p>① <u>盛土で高さ2m超の崖が生じるもの</u></p> <p>② <u>切土で高さ5m超の崖が生じるもの</u></p> <p>③ <u>盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖が生じるもの（①、②を除く）</u></p> <p>④ <u>盛土で高さ5m超となるもの（①、③を除く）</u></p> <p>⑤ <u>盛土又は切土の面積3,000㎡超となるもの（①～④を除く）</u></p>		
42	<p>(1) 技術基準の適用関係</p> <p>自己居住用、自己業務用、非自己用の開発行為の区分により、適用される基準が異なっている。<u>(削る)</u></p> <p>自己居住用の開発行為は、適用する基準が限定されているが、これは自己居住用の開発行為にあつては周辺への影響だけをチェックすれば足り、給水施設とか道路等の公共施設は当然に自ら整備すべきものと考えられたからである。<u>詳細は、開発許可制度の手引き（技術編）を参照のこと。</u></p> <p><u>また、盛土規制法のみなし許可に該当する場合は、盛土規制法に基づく技術的基準にも適合する必要があることに留意する。</u></p> <p>(2) 技術基準の概要</p> <p>法第33条、政令第23条の2から第29条まで及び省令第20条から第27条までに定めるもののほか、出雲市の定める基準（別冊技術編参照）による。</p> <p><u>(削る)</u></p>	33	<p>(1) 技術基準の適用関係</p> <p>自己居住用、自己業務用、非自己用の開発行為の区分により、適用される基準が異なっている。<u>(表4.1)</u></p> <p>自己居住用の開発行為は、適用する基準が限定されているが、これは自己居住用の開発行為にあつては周辺への影響だけをチェックすれば足り、給水施設とか道路等の公共施設は当然に自ら整備すべきものと考えられたからである。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 技術基準の概要</p> <p>法第33条、政令第23条の2から第29条まで及び省令第20条から第27条までに定めるもののほか、出雲市の定める基準（別冊技術編参照）による。</p> <p><u>なお、法律、政令及び省令による基準の概要は、表4.2のとおりである。</u></p>

開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月版）		改正前（令和7年8月版）						
(削除)	34	表 4.1 開発許可の技術基準の適用関係						
		開発行為の区分	自 己 用			非 自 己 用		
		種 類 別	建 築 物	第一種 特定工作物	第二種 特定工作物	建 築 物	第一種 特定工作物	第二種 特定工作物
		法第33条第1項該当号						
		1 用途地域等への適合	○	○	○	○	○	○
		2 公共空地の確保等	業務用 ○	○	○	○	○	○
		3 排 水 施 設	○	○	○	○	○	○
		4 給 水 施 設	業務用 ○	○	○	○	○	○
		5 地 区 計 画 等	○	○	○	○	○	○
		6 公 益 的 施 設	開発行為の 目的に照ら し判断	同左	同左	○	○	開発行為の 目的に照ら し判断
		7 防 災 ・ 安 全 措 置	○	○	○	○	○	○
		8 災 害 危 険 区 域 等 の 除 外	業務用 ○	業務用 ○	業務用 ○	○	○	○
		9 樹木の保存、表土の保全	○	○	○	○	○	○
		10 緩 衝 帯	○	○	○	○	○	○
		11 輸 送 施 設 (40ha 以上)	○	○	○	○	○	○
12 申請者の資力・信用	○ 業務用 1ha 以上	○ 業務用 1ha 以上	○ 業務用 1ha 以上	○	○	○		
13 工事施行者の能力	○ 業務用 1ha 以上	○ 業務用 1ha 以上	○ 業務用 1ha 以上	○	○	○		
14 関係権利者の同意	○	○	○	○	○	○		
(注) 1. 許可基準の適用のあるものを○で示す。 2. 自己用と非自己用の開発行為を併せて行う場合は、全体を非自己用として取扱う。								

開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月版）		改正前（令和7年8月版）		
42	表 4.1 開発許可の技術基準の概要（法律、政令及び省令）		表 4.2 開発許可の技術基準の概要（法律、政令及び省令）	
	法第33条 第1項該当号	基 準	適用規模	留 意 事 項
	用途地域等への 適合 (第1号関係)	①用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特定用途誘導地区、流通業務地区又は港湾法第39条第1項の分区が定められている場合は、当該用途の制限に適合。 ②用途地域等が定められていない場合、建築基準法第48条第14項及び第68条の3第7項の用途の制限に適合。	全 部	・予定建築物等が建築基準法による用途規制を受けるものであるときは、その用途がこれに適合していなければならない。
	公共空地の 確保等 (第2号関係)	①開発区域及びその周辺の状況等を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がない規模、構造、能力、適正配置。 ②都市計画に適合。	全 部	・都市計画の適合とは、開発行為の設計が、都市計画の実現を妨げるものでないことはもちろん、できる限り都市計画の内容を実現すべきことを要求している趣旨である。 ・自己用住宅は除く。
	道 路	・別途技術編による。		
	公 園 緑 地 広 場	・別途技術編による。		
	消防施設	・別途技術編による。		
	排 水 施 設 (第3号関係)	・別途技術編による。		
	給 水 施 設 (第4号関係)	・別途技術編による。		
	地区計画等 (第5号関係)	・地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画又は集落地区計画の内容に即していること。	全 部	
	公 益 的 施 設 (第6号関係)	・別途技術編による。		
	防災・安全措置 (第7号関係)	・別途技術編による。		・ 盛土規制法のみなし許可に該当する場合、盛土規制法の技術基準等にも適合する必要がある
35	法第33条 第1項該当号	基 準	適用規模	留 意 事 項
	用途地域等への 適合 (第1号関係)	①用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特定用途誘導地区、流通業務地区又は港湾法第39条第1項の分区が定められている場合は、当該用途の制限に適合。 ②用途地域等が定められていない場合、建築基準法第48条第14項及び第68条の3第7項の用途の制限に適合。	全 部	・予定建築物等が建築基準法による用途規制を受けるものであるときは、その用途がこれに適合していなければならない。
	公共空地の 確保等 (第2号関係)	①開発区域及びその周辺の状況等を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がない規模、構造、能力、適正配置。 ②都市計画に適合。	全 部	・都市計画の適合とは、開発行為の設計が、都市計画の実現を妨げるものでないことはもちろん、できる限り都市計画の内容を実現すべきことを要求している趣旨である。 ・自己用住宅は除く。
	道 路	・別途技術編による。		
	公 園 緑 地 広 場	・別途技術編による。		
	消防施設	・別途技術編による。		
	排 水 施 設 (第3号関係)	・別途技術編による。		
	給 水 施 設 (第4号関係)	・別途技術編による。		
	地区計画等 (第5号関係)	・地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画又は集落地区計画の内容に即していること。	全 部	
	公 益 的 施 設 (第6号関係)	・別途技術編による。		
	防災・安全措置 (第7号関係)	・別途技術編による。		

開発許可制度の手引き（事務編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月版）		改正前（令和7年8月版）	
51	<p><u>(6) 盛土規制法のみなし許可に該当する場合、盛土規制法の許可制度の対象となることから、許可取消し以外の盛土規制法第20条又は第39条に基づく監督処分の対象にもなる。</u></p>	45	(追加)

開発許可制度の手引き（技術編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月）			改正前（令和4年4月）		
2	七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。		七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。		
	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域</u>	津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項の津波災害特別計画区域	宅地造成_____等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成_____工事規制区域	津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項の津波災害特別計画区域
	開発行為に関する工事	<u>開発行為（宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項の政令で定める規模（同法第32条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模）のものに限る。）に関する工事</u>	津波防災地域づくりに関する法律第73条第1項に規定する特定開発行為（同条第4項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事	開発行為に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第73条第1項に規定する特定開発行為（同条第4項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事
	宅地造成及び特定盛土等規制法第13条の規定に適合するものであること。	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第31条の規定に適合するものであること。</u>	津波防災地域づくりに関する法律第75条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。	宅地造成_____等規制法第9条の規定に適合するものであること。	津波防災地域づくりに関する法律第75条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。

開発許可制度の手引き（技術編） 新旧対照表

	改正後（令和7年1月）		改正前（令和4年4月）
3	<p>十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（<u>当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く。</u>）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（<u>当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに</u>当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力および信用があること。</p> <p>十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（<u>当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く。</u>）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（<u>当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに</u>当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。</p>	<p>十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為_____又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（_____当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力および信用があること。</p> <p>十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為_____又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（_____当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。</p>	
5	<p>2. 開発行為に関する許可基準</p> <p>開発行為に関する許可基準は、法第33条に規定する技術基準及び法第34条に規定する市街化調整区域における許可基準から成っている。</p> <p>法第33条は、良好な市街地の形成を図り、宅地に一定の水準を保持させることを目的とした基準である。市街化区域及び未線引き都市計画区域における開発行為は、法第33条の基準に適合すれば、許可しなければならない。なお、開発の目的<u>や宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を要する行為に該当するか否かにより基準の適用が異なり</u>、これを整理すると表1.1のとおりである。</p>	<p>2. 開発行為に関する許可基準</p> <p>開発行為に関する許可基準は、法第33条に規定する技術基準及び法第34条に規定する市街化調整区域における許可基準から成っている。</p> <p>法第33条は、良好な市街地の形成を図り、宅地に一定の水準を保持させることを目的とした基準である。市街化区域及び未線引き都市計画区域における開発行為は、法第33条の基準に適合すれば、許可しなければならない。なお、開発の目的<u>に応じて適用基準が限定しており</u>、これを整理すると表1.1のとおりである。</p>	

開発許可制度の手引き（技術編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月）									改正前（令和4年4月）								
表 1.1 法第33条開発許可基準と開発目的別適用条項									表 1.1 法第33条開発許可基準と開発目的別適用条項								
第33条 第1項 各号	基準内容	建築物			第一種特定工作物		第二種特定工作物		第33条 第1項 各号	基準内容	建築物			第一種特定工作物		第二種特定工作物	
		一般	自己 居住用	自己 業務用	一般	自己用	一般	自己用			一般	自己用	一般	自己用			
第1号	用途地域等と予定建築物	○	○	○	○	○	○	○	第1号	用途地域等と予定建築物	○	○	○	○	○	○	○
第2号	道路等空地	○	×	○	○	○	○	○	第2号	道路等空地	○	×	○	○	○	○	○
第3号	排水施設	○	○	○	○	○	○	○	第3号	排水施設	○	○	○	○	○	○	○
第4号	給水施設	○	×	○	○	○	○	○	第4号	給水施設	○	×	○	○	○	○	○
第5号	地区計画	○	○	○	○	○	○	○	第5号	地区計画	○	○	○	○	○	○	○
第6号	公共公益施設	○	開発行為の 目的に照ら し判断	開発行為の 目的に照ら し判断	○	開発行為の 目的に照ら し判断	開発行為の 目的に照ら し判断	開発行為の 目的に照ら し判断	第6号	公共公益施設	○	開発行為の 目的に照ら し判断	開発行為の 目的に照ら し判断	○	開発行為の 目的に照ら し判断	開発行為の 目的に照ら し判断	開発行為の 目的に照ら し判断
第7号	防災安全施設	○	○	○	○	○	○	○	第7号	防災安全施設	○	○	○	○	○	○	○
第8号	災害危険区域	○	×	○	○	○	○	○	第8号	災害危険区域	○	×	×	○	×	○	×
第9号	樹木・表土（1ha以上）	○	○	○	○	○	○	○	第9号	樹木・表土（1ha以上）	○	○	○	○	○	○	○
第10号	緩衝帯（1ha以上）	○	○	○	○	○	○	○	第10号	緩衝帯（1ha以上）	○	○	○	○	○	○	○
第11号	輸送施設（40ha以上）	○	○	○	○	○	○	○	第11号	輸送施設（40ha以上）	○	○	○	○	○	○	○
第12号	申請書の資力・信用	○	×	○ (1ha以上)	○	○ (1ha以上)	○	○ (1ha以上)	第12号	申請書の資力・信用	○	×	○ (1ha以上)	○	○ (1ha以上)	○	○ (1ha以上)
第13号	工事施行者の能力	○	×	○ (1ha以上)	○	○ (1ha以上)	○	○ (1ha以上)	第13号	工事施行者の能力	○	×	○ (1ha以上)	○	○ (1ha以上)	○	○ (1ha以上)
第14号	権利書同意	○	○	○	○	○	○	○	第14号	権利書同意	○	○	○	○	○	○	○

*許可基準の適用のあるものを○で示している

●は、盛土規制法の技術基準が適用される

*許可基準の適用のあるものを○で示している

開発許可制度の手引き（技術編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月）		改正前（令和4年4月）																												
12	<p>⑥ 接続先道路（開発区域外）（令第25条4号道路）の幅員</p> <p>接続先道路は、予定建築物等の用途及び開発区域の規模に応じて、次の表に掲げる公道であること。<u>ただし、施行令第25条第4号に規定する幅員（住宅系6.5m以上、住宅系以外9.0m以上）に満たない幅員の道路を接続先道路とする場合は、待避施設の有無、接続先道路の拡幅計画、基準道路*までの距離等を踏まえた中で、車両通行に支障のないことを条件とする。</u></p> <p><u>*基準道路：施行令第25条第4号に規定する幅員の道路</u></p> <p>(i) 予定建築物の用途が住宅系の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">開発面積 接続先道路</td> <td style="text-align: center;">1.0ha 未満</td> <td style="text-align: center;">1.0ha 以上 5ha 未満</td> <td style="text-align: center;">5ha 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主として利用する 接続先道路</td> <td style="text-align: center;">4.0m 以上 <u>(条件付)</u></td> <td style="text-align: center;">6.5m 以上</td> <td style="text-align: center;">6.5m 以上</td> </tr> </table> <p>(注) <u>さらに</u>交通の安全上、周辺地域に著しい影響を及ぼす恐れがないと認められる場合に限り、開発区域の面積が1.0ha以上5.0ha未満の場合は4.0m以上とすることができる。</p> <p>(ii) 予定建築物の用途が住宅系以外の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">開発面積 接続先道路</td> <td style="text-align: center;">5ha 未満</td> <td style="text-align: center;">5ha 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主として利用する接続先道路</td> <td style="text-align: center;">6.5m 以上 <u>(条件付)</u></td> <td style="text-align: center;">9.0m 以上</td> </tr> </table> <p>(注) <u>さらに</u>予定建築物の用途、規模から想定される発生交通が交通の安全上、周辺地域の著しい影響を及ぼす恐れがないと認められる場合に限り、開発区域の面積が5.0ha未満の場合は4.0m以上、5.0ha以上20.0ha未満の場合は6.5m以上とすることができる。</p>	開発面積 接続先道路	1.0ha 未満	1.0ha 以上 5ha 未満	5ha 以上	主として利用する 接続先道路	4.0m 以上 <u>(条件付)</u>	6.5m 以上	6.5m 以上	開発面積 接続先道路	5ha 未満	5ha 以上	主として利用する接続先道路	6.5m 以上 <u>(条件付)</u>	9.0m 以上	<p>⑥ 接続先道路（開発区域外）（令第25条4号道路）の幅員</p> <p>接続先道路は、予定建築物等の用途及び開発区域の規模に応じて、次の表に掲げる公道であること。</p> <p><u>施行令第25条第4号に規定する幅員の道路（以下基準道路）以下の幅員の道路と接続する場合は、待避施設の有無、接続先道路の拡幅計画、基準道路までの距離等を考慮し、車両通行に支障のないことを確認すること。</u></p> <p>(i) 予定建築物の用途が住宅系の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">開発面積 接続先道路</td> <td style="text-align: center;">1.0ha 未満</td> <td style="text-align: center;">1.0ha 以上 5ha 未満</td> <td style="text-align: center;">5ha 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主として利用する 接続先道路</td> <td style="text-align: center;">4.0m 以上 _____</td> <td style="text-align: center;">6.5m 以上</td> <td style="text-align: center;">6.5m 以上</td> </tr> </table> <p>(注) _____交通の安全上、周辺地域に著しい影響を及ぼす恐れがないと認められる場合に限り、開発区域の面積が1.0ha以上5.0ha未満の場合は4.0m以上とすることができる。</p> <p>(ii) 予定建築物の用途が住宅系以外の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">開発面積 接続先道路</td> <td style="text-align: center;">5ha 未満</td> <td style="text-align: center;">5ha 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主として利用する接続先道路</td> <td style="text-align: center;">6.5m 以上 _____</td> <td style="text-align: center;">9.0m 以上</td> </tr> </table> <p>(注) _____予定建築物の用途、規模から想定される発生交通が交通の安全上、周辺地域の著しい影響を及ぼす恐れがないと認められる場合に限り、開発区域の面積が5.0ha未満の場合は4.0m以上、5.0ha以上20.0ha未満の場合は6.5m以上とすることができる。</p>	開発面積 接続先道路	1.0ha 未満	1.0ha 以上 5ha 未満	5ha 以上	主として利用する 接続先道路	4.0m 以上 _____	6.5m 以上	6.5m 以上	開発面積 接続先道路	5ha 未満	5ha 以上	主として利用する接続先道路	6.5m 以上 _____	9.0m 以上
	開発面積 接続先道路	1.0ha 未満	1.0ha 以上 5ha 未満	5ha 以上																										
	主として利用する 接続先道路	4.0m 以上 <u>(条件付)</u>	6.5m 以上	6.5m 以上																										
	開発面積 接続先道路	5ha 未満	5ha 以上																											
主として利用する接続先道路	6.5m 以上 <u>(条件付)</u>	9.0m 以上																												
開発面積 接続先道路	1.0ha 未満	1.0ha 以上 5ha 未満	5ha 以上																											
主として利用する 接続先道路	4.0m 以上 _____	6.5m 以上	6.5m 以上																											
開発面積 接続先道路	5ha 未満	5ha 以上																												
主として利用する接続先道路	6.5m 以上 _____	9.0m 以上																												

開発許可制度の手引き（技術編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月）		改正前（令和4年4月）	
26	<p><u>(12)無電柱化について</u></p> <p><u>無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号。以下、「無電柱化法」という。）第12条前段において、関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項第1号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされている。</u></p> <p><u>国の技術的助言（※）では、「その他これらに類する事業」には都市計画法第29条の開発許可を受けて行う開発行為に関する事業も含まれると解されており、開発行為により新たに設置される道路（以下「開発道路」という。）においても無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における新たな設置を抑制することをいう。）が求められるので、開発許可申請者は、道路管理者との公共施設管理者協議において無電柱化の実施についても協議すること。</u></p> <p><u>また、道路管理者に引き継がれない開発道路（私道）等であっても、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、可能な限り無電柱化の実施が望ましいとされていることに留意すること。</u></p> <p><u>（※）無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について（技術的助言）（令和2年3月19日付国都計第133号国土交通省都市局都市計画課長通知）</u></p>	26	(追加)
44	<p><u>宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を要する行為に該当する場合は、同法の技術基準が適用されるため、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」、「盛土等防災マニュアル」及び「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会）」によること。</u></p>	44	(追加)

開発許可制度の手引き（技術編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月）		改正前（令和4年4月）	
45	<p>2. 造成工事に関する基準の解説</p> <p>法第33条第1項第7号は、宅地の安全性の規定である。その技術的基準は施行令第28条に規定されている。なお、詳細は、「<u>盛土等防災マニュアル</u>」及び「<u>盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会）</u>」を参考（※）とすること。</p> <p><u>（※）都市計画法の許可を必要とする開発行為で盛土規制法の対象とならないものについては、盛土規制法と都市計画法では技術的基準が異なることを踏まえ、過剰な対策とならないように注意が必要</u></p>	45	<p>2. 造成工事に関する基準の解説</p> <p>法第33条第1項第7号は、宅地の安全性の規定である。その技術的基準は施行令第28条に規定されている。なお、詳細は、「<u>宅地防災マニュアルについて</u>」を参照すること。</p> <hr/> <hr/> <hr/>
48	<p>③ 切土法面勾配は、既往の法面勾配、成層状態、湧水等を十分調査し、表6.2に示す標準値や<u>施行規則第23条の各号及び「盛土等防災マニュアルの解説」VI 切土</u>を勘案し決定する。</p>	48	<p>③ 切土法面勾配は、既往の法面勾配、成層状態、湧水等を十分調査し、表6.2に示す標準値や<u>規則第23条の各号</u>を勘案し決定する。</p>
50	<p>(4) がけ面の保護</p> <p>施行規則第23条第4項は、擁壁の設置義務のないがけについての保護の規定である。開発行為によって生ずるがけ面は、同条第1項の規定による擁壁設置の義務が課せられていないものについても、風化、雨水、その他の地表水による侵食からがけ面を保護するためにはなんらかの保護工を行わなければならない旨を規定している。保護工については「<u>盛土等防災マニュアルの解説</u>」VII のり面保護工及びその他の地表面の措置において<u>表6.3のとおり示されているが、適用にあたっては土質、地形、施行時期等を考慮して適切な工法を選ぶものとする。</u></p>	50	<p>(4) がけ面の保護</p> <p>施行規則第23条第4項は、擁壁の設置義務のないがけについての保護の規定である。開発行為によって生ずるがけ面は、同条第1項の規定による擁壁設置の義務が課せられていないものについても、風化、雨水、その他の地表水による侵食からがけ面を保護するためにはなんらかの保護工を行わなければならない旨を規定している。保護工については<u>表6.3に示されているが、適用にあたっては土質、地形、施行時期等を考慮して適切な工法を選ぶものとする。</u></p>

開発許可制度の手引き（技術編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月）			改正前（令和4年4月）					
51	表6.3 のり面保護工の種類と特徴		表 6.3 のり面保護工の概要					
	分類	工種	目的	分類	工 法	目 的 特 徴		
	のり面緑化工	植生工	種子散布工	植生による侵食防止、凍上崩落抑制、早期全面被覆	植	種子吹付工	雨水侵食防止、凍上崩落抑制、のり面を全面的に植生するもの（緑化）	
			客土吹付工			客土吹付工		
			植生基材吹付工（厚層基材吹付工）			植生マット工		
			植生土のう工			張芝工		
			植生基材注入工			厚層基材吹付工		
		植栽工	張芝工	芝の全面張り付けによる侵食防止、凍上崩落抑制、早期全面被覆	工	植生筋工	盛土の侵食防止、のり面を部分的に植生するもの	
			植栽工（芝等の草本、苗木等の木本）	樹木や草花による良好な景観の形成、侵食防止		筋芝工	不良土・硬質土のり面の侵食防止、のり面を部分的に植生するもの（客土を伴う）	
			苗木設置吹付工	早期全面被覆と樹木等の生育による良好な景観の形成、侵食防止		土のう工		
			緑化基礎工	伏工（わら・むしろ・そだ等の自然材料や、シート・マット等の二次製品）		侵食防止、凍上崩落抑制、早期全面被覆		植生穴工
				筋工		斜面の雨水の分散、侵食の防止、植生の生育環境の改善		構造物によるのり面保護工
	柵工	生育基盤の保持や流下水によるのり面表層部のはく落の防止		コンクリート吹付工				
	構造物によるのり面保護工		金網張工	のり面表層部の侵食や湧水による土砂流出の抑制	石張工	中詰めが土砂等の場合は侵食防止		
			繊維ネット張工		ブロック張工			
			じゃかご工		現場打ちコンクリート砕工	プレキャスト砕工	のり面表層部の崩落防止、岩盤はく落防止	
			モルタル・コンクリート吹付工		コンクリート張工	コンクリート張工	のり面表層部の侵食や湧水による流失の抑制	
			石張・ブロック張工		吹付砕工	編柵工		
			プレキャスト砕工		落石防護網工	のり面蛇かご工	比較的小規模な落石対策	
			現場打ちコンクリート砕工		落石防護柵工	落石防止網工（ネット工）		
コンクリート張工			地山補強土工		落石防止柵工	のり面排水工	のり肩排水溝	
吹付砕工			グラウンドアンカー工		のり面排水溝		縦排水溝	
落石防護網工		杭工	小段排水溝		小段排水溝			
落石防護柵工	のり面排水溝	地下排水溝	地下排水溝					
地山補強土工	のり面の表面排水	水平排水孔	水平排水孔	のり面の地下排水				
グラウンドアンカー工	のり面の地価排水	水平排水層	水平排水層					
杭工								

開発許可制度の手引き（技術編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月）		改正前（令和4年4月）	
52	<p>① 擁壁に関する構造基準</p> <p>施行規則第27条第1項第1号は、擁壁の構造計算及び実験の原則を示したものである。鉄筋コンクリート造のように容易に構造計算のできるものについては構造計算により、間知石積のように容易に構造計算できないものについては実験を主体としてその安全を確認することとなる。<u>構造計算に必要な係数、数値は、「盛土等防災マニュアルの解説」Ⅷ・3 擁壁の設計及び施工等を参照すること。</u></p>	52	<p>① 擁壁に関する構造基準</p> <p>施行規則第27条第1項第1号は、擁壁の構造計算及び実験の原則を示したものである。鉄筋コンクリート造のように容易に構造計算のできるものについては構造計算により、間知石積のように容易に構造計算できないものについては実験を主体としてその安全を確認することとなる。 _____</p> <p>_____</p>

開発許可制度の手引き（例規・様式編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月）		改正前（令和5年5月）	
目次	<p>○みなし許可関係様式（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式、島根県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則様式、参考様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書 90 ・ 土石の堆積に関する工事の定期報告書 91 ・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請 92 ・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識 93 ・ 土石の堆積に関する工事の標識 94 ・ 参考様式：開発許可における盛土規制法の該当・非該当確認フロー 95 	目次	(追加)

開発許可制度の手引き（例規・様式編） 新旧対照表

	改正後（令和7年11月）	改正前（令和5年5月）																																																																																												
80	<p style="text-align:center;">別記様式第2</p> <div style="text-align:right; margin-right: 50px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:20px; text-align:center;">※</td><td style="width:20px; text-align:center;">受</td><td style="width:100px; height: 40px;"></td></tr> <tr><td style="text-align:center;">付</td><td></td><td></td></tr> </table> </div> <p style="text-align:center;">開発行為許可申請書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:70%;">都市計画法第29条第1項の規定により開発行為の許可を申請します。</td> <td style="width:30%; text-align:center;">※手数料</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">出雲市長 殿 許可申請者住所 氏名</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">開発行為の概要</td> <td style="width:75%;">1 開発区域に含まれる地域の名称</td> <td style="width:20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 開発区域の面積</td> <td style="text-align:right;">㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 予定建築物等の用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 工事施行者住所氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 工事着手予定年月日</td> <td style="text-align:right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 工事完了予定年月日</td> <td style="text-align:right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 その他必要な事項</td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">備考1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。 3 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。 4 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。</p> <p style="text-align:center;">この申請は（別記条件を付して）許可する。</p> <div style="text-align:right; margin-right: 50px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:20px; text-align:center;">※</td><td style="width:20px; text-align:center;">許</td><td style="width:100px; text-align:center;">可</td><td style="width:20px; text-align:center;">番</td><td style="width:20px; text-align:center;">号</td></tr> <tr><td colspan="5" style="height: 20px;"></td></tr> </table> </div> <p style="text-align:center;">年 月 日</p> <p style="text-align:center;">出雲市長 印</p>	※	受		付			都市計画法第29条第1項の規定により開発行為の許可を申請します。	※手数料	年 月 日		出雲市長 殿 許可申請者住所 氏名		開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称			2 開発区域の面積	㎡		3 予定建築物等の用途			4 工事施行者住所氏名			5 工事着手予定年月日	年 月 日		6 工事完了予定年月日	年 月 日		7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別			8 その他必要な事項		※	許	可	番	号						<p style="text-align:center;">別記様式第2</p> <div style="text-align:right; margin-right: 50px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:20px; text-align:center;">※</td><td style="width:20px; text-align:center;">受</td><td style="width:100px; height: 40px;"></td></tr> <tr><td style="text-align:center;">付</td><td></td><td></td></tr> </table> </div> <p style="text-align:center;">開発行為許可申請書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:70%;">都市計画法第29条第1項の規定により開発行為の許可を申請します。</td> <td style="width:30%; text-align:center;">※手数料</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">出雲市長 殿 許可申請者住所 氏名</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align:center;">開発行為の概要</td> <td style="width:75%;">1 開発区域に含まれる地域の名称</td> <td style="width:20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 開発区域の面積</td> <td style="text-align:right;">㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 予定建築物等の用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 工事施行者住所氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 工事着手予定年月日</td> <td style="text-align:right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 工事完了予定年月日</td> <td style="text-align:right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 その他必要な事項</td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">備考1 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること 2 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。</p> <p style="text-align:center;">この申請は（別記条件を付して）許可する。</p> <div style="text-align:right; margin-right: 50px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:20px; text-align:center;">※</td><td style="width:20px; text-align:center;">許</td><td style="width:100px; text-align:center;">可</td><td style="width:20px; text-align:center;">番</td><td style="width:20px; text-align:center;">号</td></tr> <tr><td colspan="5" style="height: 20px;"></td></tr> </table> </div> <p style="text-align:center;">年 月 日</p> <p style="text-align:center;">出雲市長 印</p>	※	受		付			都市計画法第29条第1項の規定により開発行為の許可を申請します。	※手数料	年 月 日		出雲市長 殿 許可申請者住所 氏名		開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称			2 開発区域の面積	㎡		3 予定建築物等の用途			4 工事施行者住所氏名			5 工事着手予定年月日	年 月 日		6 工事完了予定年月日	年 月 日		7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別			8 その他必要な事項		※	許	可	番	号					
※	受																																																																																													
付																																																																																														
都市計画法第29条第1項の規定により開発行為の許可を申請します。	※手数料																																																																																													
年 月 日																																																																																														
出雲市長 殿 許可申請者住所 氏名																																																																																														
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称																																																																																													
	2 開発区域の面積	㎡																																																																																												
	3 予定建築物等の用途																																																																																													
	4 工事施行者住所氏名																																																																																													
	5 工事着手予定年月日	年 月 日																																																																																												
	6 工事完了予定年月日	年 月 日																																																																																												
	7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別																																																																																													
	8 その他必要な事項																																																																																													
※	許	可	番	号																																																																																										
※	受																																																																																													
付																																																																																														
都市計画法第29条第1項の規定により開発行為の許可を申請します。	※手数料																																																																																													
年 月 日																																																																																														
出雲市長 殿 許可申請者住所 氏名																																																																																														
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称																																																																																													
	2 開発区域の面積	㎡																																																																																												
	3 予定建築物等の用途																																																																																													
	4 工事施行者住所氏名																																																																																													
	5 工事着手予定年月日	年 月 日																																																																																												
	6 工事完了予定年月日	年 月 日																																																																																												
	7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別																																																																																													
	8 その他必要な事項																																																																																													
※	許	可	番	号																																																																																										

開発許可制度の手引き（例規・様式編） 新旧対照表

	改正後（令和7年11月）	改正前（令和5年5月）																																																														
81	<div style="text-align: center;">別記様式第2の2</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100px; height: 100px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; text-align: center;">※</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">受</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">付</td><td></td></tr> </table> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 開発行為許可申請書 都市計画法第29条第2項の規定により開発行為の許可を申請します。 年 月 日 出雲市長 殿 許可申請者住所 氏名 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 75%;">1 開発区域に含まれる地域の名称</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開</td> <td>2 開発区域の面積</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発</td> <td>3 予定建築物等の用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">行</td> <td>4 工事施行者住所氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">為</td> <td>5 工事着手予定年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">の</td> <td>6 工事完了予定年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">概</td> <td>7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">要</td> <td>8 その他必要な事項</td> <td></td> </tr> </table> <div style="margin-top: 10px;"> <p>備考1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。</p> <p>2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。</p> <p>3 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。</p> <p>4 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <table border="1" style="width: 100px; height: 30px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">※ 許 可 番 号</td></tr> </table> <p>この申請は（別記条件を付して）許可する。</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 100px;">出雲市長 印</p> </div>	※		受		付			1 開発区域に含まれる地域の名称		開	2 開発区域の面積	㎡	発	3 予定建築物等の用途		行	4 工事施行者住所氏名		為	5 工事着手予定年月日	年 月 日	の	6 工事完了予定年月日	年 月 日	概	7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別		要	8 その他必要な事項		※ 許 可 番 号	<div style="text-align: center;">別記様式第2の2</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100px; height: 100px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; text-align: center;">※</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">受</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">付</td><td></td></tr> </table> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 開発行為許可申請書 都市計画法第29条第2項の規定により開発行為の許可を申請します。 年 月 日 出雲市長 殿 許可申請者住所 氏名 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 75%;">1 開発区域に含まれる地域の名称</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開</td> <td>2 開発区域の面積</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発</td> <td>3 予定建築物等の用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">行</td> <td>4 工事施行者住所氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">為</td> <td>5 工事着手予定年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">の</td> <td>6 工事完了予定年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">概</td> <td>7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">要</td> <td>8 その他必要な事項</td> <td></td> </tr> </table> <div style="margin-top: 10px;"> <p>備考1 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること</p> <p>2 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <table border="1" style="width: 100px; height: 30px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">※ 許 可 番 号</td></tr> </table> <p>この申請は（別記条件を付して）許可する。</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 100px;">出雲市長 印</p> </div>	※		受		付			1 開発区域に含まれる地域の名称		開	2 開発区域の面積	㎡	発	3 予定建築物等の用途		行	4 工事施行者住所氏名		為	5 工事着手予定年月日	年 月 日	の	6 工事完了予定年月日	年 月 日	概	7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別		要	8 その他必要な事項		※ 許 可 番 号
※																																																																
受																																																																
付																																																																
	1 開発区域に含まれる地域の名称																																																															
開	2 開発区域の面積	㎡																																																														
発	3 予定建築物等の用途																																																															
行	4 工事施行者住所氏名																																																															
為	5 工事着手予定年月日	年 月 日																																																														
の	6 工事完了予定年月日	年 月 日																																																														
概	7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別																																																															
要	8 その他必要な事項																																																															
※ 許 可 番 号																																																																
※																																																																
受																																																																
付																																																																
	1 開発区域に含まれる地域の名称																																																															
開	2 開発区域の面積	㎡																																																														
発	3 予定建築物等の用途																																																															
行	4 工事施行者住所氏名																																																															
為	5 工事着手予定年月日	年 月 日																																																														
の	6 工事完了予定年月日	年 月 日																																																														
概	7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別																																																															
要	8 その他必要な事項																																																															
※ 許 可 番 号																																																																

開発許可制度の手引き（例規・様式編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月）		改正前（令和5年5月）																																								
89	<p>みなし許可関係様式</p> <p>○島根県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則様式</p> <p>○宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式</p> <p>○参考様式</p>	89	(追加)																																							
90	<p>様式第15号（島根県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条、第13条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>※ 受付欄 年 月 日 第 号</p> </div> <p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>島根県知事 様</p> <p style="text-align: right;">報告者 住 所</p> <p style="text-align: right;">(工事主) 氏 名</p> <p style="text-align: right;">〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第19条第1項 第38条第1項 } の規定により、宅地造成又は特定盛土等に關 する工事について下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 工事が施行される 土地の所在地</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>2 工事の許可年月日 及び番号</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">年 月 日 指令 第 号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 報告年月日</td> <td style="text-align: center;">第1回目</td> <td style="text-align: center;">第2回目</td> <td style="text-align: center;">第3回目</td> <td style="text-align: center;">第4回目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>4 報告の時点におけ る盛土又は切土の高 さ</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td>5 報告の時点におけ る盛土又は切土の面 積</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> </tr> <tr> <td>6 報告の時点におけ る盛土又は切土の土 量</td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> </tr> <tr> <td>7 報告の時点におけ る擁壁等に関する工 事の施行状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注意) 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。 2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに7欄の状況を 明らかにする写真その他の書類を添付すること。</p>	1 工事が施行される 土地の所在地					2 工事の許可年月日 及び番号	年 月 日 指令 第 号				3 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	4 報告の時点におけ る盛土又は切土の高 さ	m	m	m	m	5 報告の時点におけ る盛土又は切土の面 積	㎡	㎡	㎡	㎡	6 報告の時点におけ る盛土又は切土の土 量	m ³	m ³	m ³	m ³	7 報告の時点におけ る擁壁等に関する工 事の施行状況						(追加)
1 工事が施行される 土地の所在地																																										
2 工事の許可年月日 及び番号	年 月 日 指令 第 号																																									
3 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目																																						
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日																																						
4 報告の時点におけ る盛土又は切土の高 さ	m	m	m	m																																						
5 報告の時点におけ る盛土又は切土の面 積	㎡	㎡	㎡	㎡																																						
6 報告の時点におけ る盛土又は切土の土 量	m ³	m ³	m ³	m ³																																						
7 報告の時点におけ る擁壁等に関する工 事の施行状況																																										

開発許可制度の手引き（例規・様式編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月）		改正前（令和5年5月）																																									
91	<p>様式第16号（島根県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条、第13条関係）</p> <p style="text-align: center;">土石の堆積に関する工事の定期報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>島根県知事 様</p> <p style="text-align: center;">報告者 住 所</p> <p style="text-align: center;">(工事主) 氏 名</p> <p style="text-align: center;">〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第19条第1項 } { 第38条第1項 } の規定により、土石の堆積に関する工事について下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 工事が施行される土地の所在地</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>2 工事の許可年月日及び番号</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">年 月 日 指令 第 号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 報告年月日</td> <td style="text-align: center;">第1回目</td> <td style="text-align: center;">第2回目</td> <td style="text-align: center;">第3回目</td> <td style="text-align: center;">第4回目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>4 報告の時点における土石の堆積の高さ</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td>5 報告の時点における土石の堆積の面積</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> </tr> <tr> <td>6 報告の時点において堆積されている土石の土量</td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> </tr> <tr> <td>7 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び削除された土石の土量</td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> </tr> </table> <p>(注意) 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。 2 報告の時点において土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。</p>	1 工事が施行される土地の所在地					2 工事の許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号				3 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	4 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m	5 報告の時点における土石の堆積の面積	㎡	㎡	㎡	㎡	6 報告の時点において堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³	7 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び削除された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³	(追加)		
	1 工事が施行される土地の所在地																																										
	2 工事の許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号																																									
	3 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目																																						
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日																																						
	4 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m																																						
	5 報告の時点における土石の堆積の面積	㎡	㎡	㎡	㎡																																						
	6 報告の時点において堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³																																						
	7 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び削除された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³																																						

開発許可制度の手引き（例規・様式編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月）	改正前（令和5年5月）																																																						
<p>様式第十三（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則）</p> <p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>島根県知事 様</p> <p style="text-align: center;">工事主 住所 氏名</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法^{第18条第1項}_{第37条第1項}の規定による中間検査を申請します。</p> <table border="1" data-bbox="309 762 1061 1305"> <tr> <td>1 許可番号</td> <td colspan="3">第 号</td> </tr> <tr> <td>2 許可年月日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>3 工事を行っている土地の所在地及び地番</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>4 工事施行者住所氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事</td> <td>検査実施回</td> <td colspan="2">第 回</td> </tr> <tr> <td>特定工程 特定工程に係る 工事終了年月日</td> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">6 今回申請以前の 中間検査受検履歴</td> <td>検査実施回</td> <td>第 回</td> <td>第 回</td> </tr> <tr> <td>特定工程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間検査合格証</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>番 号</td> <td>第 号</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>交付年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7 今回申請以降の 中間検査受検予定</td> <td>検査実施回</td> <td>第 回</td> <td>第 回</td> </tr> <tr> <td>特定工程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定工程に係る 工事終了予定 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>8 備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ※印のある欄は記入しないでください。 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。 	1 許可番号	第 号			2 許可年月日	年 月 日			3 工事を行っている土地の所在地及び地番				4 工事施行者住所氏名				5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回		特定工程 特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日		6 今回申請以前の 中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回	特定工程			中間検査合格証			番 号	第 号	第 号		交付年月日	年 月 日	年 月 日	7 今回申請以降の 中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回	特定工程			特定工程に係る 工事終了予定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	8 備考				<p>(追加)</p>
1 許可番号	第 号																																																						
2 許可年月日	年 月 日																																																						
3 工事を行っている土地の所在地及び地番																																																							
4 工事施行者住所氏名																																																							
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回																																																					
	特定工程 特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日																																																					
6 今回申請以前の 中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回																																																				
	特定工程																																																						
	中間検査合格証																																																						
	番 号	第 号	第 号																																																				
	交付年月日	年 月 日	年 月 日																																																				
7 今回申請以降の 中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回																																																				
	特定工程																																																						
	特定工程に係る 工事終了予定 年 月 日	年 月 日	年 月 日																																																				
8 備考																																																							
92																																																							

開発許可制度の手引き（例規・様式編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月）	改正前（令和5年5月）																																								
<p style="color: red;">様式第二十三（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則）</p> <p style="color: red;">宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>90センチメートル以上</p> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); margin-right: 5px;">70センチメートル以上</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 300px;"> <p style="text-align: center; color: red;">{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可} {特定盛土等に関する工事の届出} 済標識</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 200px;">工事主の住所氏名</td> <td colspan="2" rowspan="12" style="text-align: center; vertical-align: middle;">見取図</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>許可番号</td> <td style="text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>許可又は届出年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>工事施行者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>現場管理者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>盛土又は切土の高さ</td> <td style="text-align: center;">メートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>盛土又は切土をする土地の面積</td> <td style="text-align: center;">平方メートル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">8</td> <td rowspan="2">盛土又は切土の土量</td> <td style="text-align: center;">盛土</td> <td style="text-align: center;">立方メートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">切土</td> <td style="text-align: center;">立方メートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>工事着手予定年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>工事完了予定年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td>工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12</td> <td>許可又は届出担当の島根県部局名称連絡先</td> <td></td> </tr> </table> </div> <div style="margin-left: 10px; margin-top: 10px;"> <p>50センチメートル以上</p> </div> </div>	1	工事主の住所氏名	見取図		2	許可番号	第 号	3	許可又は届出年月日	年 月 日	4	工事施行者の氏名		5	現場管理者の氏名		6	盛土又は切土の高さ	メートル	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	切土	立方メートル	9	工事着手予定年月日	年 月 日	10	工事完了予定年月日	年 月 日	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		12	許可又は届出担当の島根県部局名称連絡先		<p>(追加)</p>
1	工事主の住所氏名	見取図																																							
2	許可番号				第 号																																				
3	許可又は届出年月日				年 月 日																																				
4	工事施行者の氏名																																								
5	現場管理者の氏名																																								
6	盛土又は切土の高さ				メートル																																				
7	盛土又は切土をする土地の面積				平方メートル																																				
8	盛土又は切土の土量				盛土	立方メートル																																			
					切土	立方メートル																																			
9	工事着手予定年月日				年 月 日																																				
10	工事完了予定年月日				年 月 日																																				
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先																																								
12	許可又は届出担当の島根県部局名称連絡先																																								
93																																									
<p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。 																																									

開発許可制度の手引き（例規・様式編） 新旧対照表

改正後（令和7年11月）	改正前（令和5年5月）																																								
<p data-bbox="295 288 725 309">様式第二十四（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則）</p> <p data-bbox="546 373 808 394">土石の堆積に関する工事の標識</p> <p data-bbox="595 432 741 453">90センチメートル以上</p> <p data-bbox="282 751 311 884">70センチメートル以上</p> <table border="1" data-bbox="324 512 1066 1086"> <thead> <tr> <th colspan="3">土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識</th> <th rowspan="13">見取図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>工事主の住所氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>許可番号</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>許可又は届出年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>工事施行者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>現場管理者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>土石の堆積の最大堆積高さ</td> <td>メートル</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>土石の堆積を行う土地の面積</td> <td>平方メートル</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>土石の堆積の最大堆積土量</td> <td>立方メートル</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>工事着手予定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>工事完了予定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>許可又は届出担当の島根県部局名称連絡先</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="533 1145 678 1166">50センチメートル以上</p> <p data-bbox="309 1315 360 1335">〔注意〕</p> <ol data-bbox="320 1342 1043 1449" style="list-style-type: none"> 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。 	土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			見取図	1	工事主の住所氏名		2	許可番号	第 号	3	許可又は届出年月日	年 月 日	4	工事施行者の氏名		5	現場管理者の氏名		6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	9	工事着手予定年月日	年 月 日	10	工事完了予定年月日	年 月 日	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		12	許可又は届出担当の島根県部局名称連絡先		<p data-bbox="1234 272 1308 293">(追加)</p>
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			見取図																																						
1	工事主の住所氏名																																								
2	許可番号	第 号																																							
3	許可又は届出年月日	年 月 日																																							
4	工事施行者の氏名																																								
5	現場管理者の氏名																																								
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル																																							
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル																																							
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル																																							
9	工事着手予定年月日	年 月 日																																							
10	工事完了予定年月日	年 月 日																																							
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先																																								
12	許可又は届出担当の島根県部局名称連絡先																																								

開発許可制度の手引き（例規・様式編） 新旧対照表

	改正後（令和7年11月）	改正前（令和5年5月）
95	<p>参考様式</p> <p>開発許可における盛土規制法の該当・非該当確認フロー（該当するものに☑を入れてください）</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>開発行為が、以下の①～⑤に該当する （土地の形質の変更（盛土・切土））</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>①盛土で高さが2m超の崖^{※1}を生じる <input type="checkbox"/>②切土で高さが5m超の崖^{※1}を生じる <input type="checkbox"/>③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖^{※1}を生じる（①、②を除く） <input type="checkbox"/>④盛土で高さが5m超となる（①、③を除く） <input type="checkbox"/>⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超^{※2}となる（①～④を除く） </div> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>開発行為が、以下の①～⑤に該当する （土地の形質の変更（盛土・切土））</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>①盛土で高さが1m超の崖^{※1}を生じる <input type="checkbox"/>②切土で高さが2m超の崖^{※1}を生じる <input type="checkbox"/>③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖^{※1}を生じる（①、②を除く） <input type="checkbox"/>④盛土で高さが2m超となる（①、③を除く） <input type="checkbox"/>⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超^{※2} </div> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>工事を行う場所は、 宅地造成等工事規制区域内である</p> </div> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">盛土規制法該当 （盛土規制法のみなし届出対象）</p> </div> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">盛土規制法該当 （盛土規制法のみなし許可対象）</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>以下の特定工程がある 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設（暗渠排水）をする工事の工程</p> </div> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">盛土規制法該当 （盛土規制法のみなし許可対象） 要 中間検査・定期報告</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">盛土規制法該当 （盛土規制法のみなし許可対象） 要 定期報告</p> </div> <p>※1 地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの。 ※2 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が1m以下の部分を除く。 ※3 必要に応じて求積表等、該当・非該当が確認できる資料を添付する。</p>	<p>（追加）</p>